

第二百五号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第一条中「法」という。）の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法」を加え、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第二条第三項中「困難性」の下に「、特殊性」を加え、同条第四項中「第十七條の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員」に、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第三条第四項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第五条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
（期末手当）

第五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、

また同様とする。

2 期末手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として東京都規則で定める額に、給与条例第二十一条第一項に掲げる職員（同条第二項に規定する行(一)四級等職員、行(一)五級等職員及び指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に東京都規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。